

保存版（掲示用）

平成23年5月11日

保護者 様

尼崎市立清和小学校
校長 芝垣 順

非常変災時の措置について（お願い）

今年も校舎の北側に、小さな花をつけ始めたアジサイが青々とした葉を従え、私たちの心を和ませてくれています。保護者の皆様には本校教育の発展のため、深いご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、今後、台風が進んできた場合、学校として下記の措置をとりますので、ご確認のうえ、よろしくお願い致します。

- 1 午前7時現在で、「兵庫県全域」及び「兵庫県南部」「兵庫県南東部」または「阪神」・「尼崎市」に【**暴風警報**】が出ている場合のみ、臨時休業にいたします。ただし、この警報が午前9時までに解除された場合は授業がありますので、すぐに登校させてください。

この場合は、平日であっても給食はありません。（午前中で下校します。）

- 2 なお、暴風以外でも学校周辺で局地的な豪雨及びその他の災害（ガス爆発・火災等）の場合は、臨時休業または通学路の変更等の連絡・指示をします。

しかし、道路冠水、火災等児童の登校に危険を伴う緊急な場合には、連絡指示がなくても、ご家庭の判断により自宅待機させてください。この場合は欠席にはなりません。

- 3 児童が登校後に暴風、豪雨などの非常変災が発生した場合には、状況に応じて下校させる場合もあります。したがってご家庭でも、そのような状況に際しての対応ができますようにご配慮ください。

- 4 局地的豪雨の影響で、用水路が溢れる場合がありますので、近くを通ったり、遊んだりしないように、ご家庭でも指導して下さい。

<注意>

災害発生時の場合、学校への電話によるお問い合わせは、教育委員会や関係機関との連絡に支障をきたしますのでご遠慮くださいますようお願いいたします。

以上